

花巻市市民参画・協働推進委員会（第1回）会議録

日時 令和4年11月15日（火）午後1時30分～午後3時20分

場所 花巻市役所本館 3階 302・303会議室

出席者 委員出席者10名 佐藤 良介（委員長・花巻商工会議所）、細川 祥（花巻市社会福祉協議会）、谷村 晴子（花巻市校長会）、盛山 タサ（花巻市老人クラブ連合会）、佐藤 洋子（花巻市地域婦人団体協議会）、太田 陽之（花巻市民活動ネットワーク協議会）、伊藤 絹子（内川目地区コミュニティ会議）、菅原 房子（大瀬川活性化会議）、高橋 久美子（公募委員）、新田 彩乃（公募委員）

委員欠席者 5名 関上 哲（副委員長・富士大学教授）、石黒 竜也（花巻農業協同組合）、安部 修司（花巻青年会議所）多田 優子（東和東部地区コミュニティ会議）、新田 真理子（公募委員）

市側出席者 9名 菅野 圭（教育部長）、鈴木 直明（教育部文化財課長）、伊藤 真紀子（教育部文化財課長補佐）、里舘 いづみ（教育部文化財課文化財係主任）
【事務局】藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、富松 大地（地域づくり課市民協働係主査）

傍聴者 0名

次第 1 開会

2 あいさつ

3 審議

(1) 役員選出（委員長、副委員長の互選）

(2) 市民参画に係る事前評価について

花巻市文化財保存活用地域計画（仮称）【教育部文化財課】

4 その他

(1) 市民参画条例制定に対する考え方について

5 閉会

1 開会 （開会 午後1時30分）

事務局 本日はお忙しい中、花巻市市民参画・協働推進委員会第1回目の会議にお集まり
（鈴木課長） いただきまして誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、藤井地域振興部長よりご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

藤井地域振興
部長

本来であれば、この市民参画・協働推進委員会は、委員長がご挨拶を申し上げる
ところではありますが、本日は新しい委員構成になって初めての会議であり、まだ、
委員長等が選出されていないため、第1回目の推進委員会に当たり、市を代表して
ご挨拶を申し上げます。

本日は何かとお忙しいところ、ご出席賜りありがとうございます。

また各委員の皆様方におかれましては、この花巻市市民参画・協働推進委員をお
引き受けいただき感謝申し上げます。

花巻市においては、行政施策等について市民の参画と協働のまちづくりを進めて
いるところであり、その推進の一役を担っているのが、本委員会であります。

例年4回から5回の委員会により、市民の皆様に関わりのある条例や計画に関し

て、市民参画の手法を検討していただいておりますので、市民参画の在り方、協働の在り方について多くの意見をお願いしたいと思っております。

これまで市民参画の手法等につきましては、花巻市まちづくり基本条例に基づき、市政への参画ガイドラインを制定し、その上でそのガイドラインに基づく市民参画が実施されているかを検討する形で運用してきておりますが、まち作り基本条例には、「市民の参画については、別に条例を定めるものとします。」と規定しており、現在、条例化に向けた検討を行っているところでもあります。

このため、今回、委員となりました皆様方におかれましては、2年間の任期の間、この条例制定に向けた検討もお願いすることになりますので、よろしくお願い致します。

こういったことから、本日は新しい委員構成での役員選出、市民参画に係る事前評価、1件の検討の他、市民参画条例制定に対する考え方についてもご協議いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局
(鈴木課長)

今回は委員が変わりまして初めての委員会となりますので本日ご出席の皆様から自己紹介を最初に頂戴したいと思います。

(委員名簿の順に自己紹介及び職員紹介)

事務局
(鈴木課長)

続きまして会議成立のご報告を申し上げます。花巻市市民参画・協働推進委員会規則第5条第2項の規定により委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないと定めておりますが、本日は15名中9名の委員にご出席をいただいておりますことから、委員会は成立しておりますことを報告いたします。

本日、任期が変わって初めての委員会でございますので、役員の選出に入ります前に事務局から、花巻市市民参画・協働推進委員会の役割について及び花巻市まちづくり基本条例等について説明を申し上げます。

事務局
(藤村係長)

それでは、説明をさせていただきます。花巻市まちづくり基本条例は、多くの市民の参画をいただきながら1年以上の検討期間を経て、平成20年4月1日に県内第1号として施行し、今年で15年目になります。

まちづくり基本条例は、本市のまちづくりを進めるに当たっての最も基本となる事項を定めたもので、市民や議会、市は、この条例の考え方を尊重することとされており、市民が主役となってまちづくりを行うための基本的な考え方が定められています。本市民参画・協働推進委員会は、まちづくり基本条例第15条に基づき、市民参画と協働を推進するために設置された委員会であり、今期で第8期目となりました。

その役割については、お渡ししている資料、花巻市市民参画・協働推進委員会規則の第2条に規定されておまして、①市政への参画方法の研究や改善 ②市民参画と協働の推進 ③市民参画の評価 ④まちづくり基本条例の見直しについて調査及び審議し、ご意見をいただくこととなっております。

また、まちづくり基本条例第12条に規定される市政への市民参画を推進するために、お配りしております「市政への市民参画ガイドライン」を平成22年7月13日に策定しています。この「市政への市民参画ガイドライン」の策定に当たっては、当委員会に諮問し、いただいた答申に基づき、市の職員による市民参画・協働推進職員チームによる検討や市民参画による意見を反映させながら策定しました。

「市政への市民参画ガイドライン」は、より良い市民参画ができるよう、これまで6回ほど見直しを図って参りました。

市としては、「市政への市民参画ガイドライン」に基づき、まちづくりに関する重要な計画、条例、例えば、総合計画や男女共同参画条例などについては、市民へ積極的に情報を提供し、市民の意見を市政へ反映するよう努めているところでありませぬ。

審査の流れについては、市民参画ガイドラインの2ページに記載の表をご覧ください。始めに担当部署で検討した計画や条例に関する市民参画実施計画書を作成していただき、それを庁内の課長補佐で構成する職員チーム会議に囚り審議をします。その後、委員会において、様々な立場からの視点でご審議いただき、市民参画が適切かどうかの評価をしていただきます。

市民参画の実施後も同様の流れで、市民参画が適切に実施されたかどうかを職員チーム会議とこちらの委員会で評価をしていただくこととなります。

このように、花巻市では職員チーム会議による内部評価と市民参画・協働推進委員会による外部評価の2段階での市民参画の評価を行っているところであり、より丁寧な方法で市民参画を実施しているところだす。

また、評価についてですが、具体的には市民がまちづくりに自主的に参画し、意見を表明できる機会になっているか、市民にとって参画しやすい方法であるかを大きな視点で検討していただければと思っけています。

なお、本日、次第の4、その他でご説明をいたしますが、現在、市ではまちづくり基本条例の規定に基づき、市民参画条例の制定に向けて検討を進めているところであり、今期、委員になられた皆様には、市民参画条例制定に向けた検討や審議をしていただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

事務局
(鈴木課長)

ただ今の説明について、何かご質問等はございますでしょうか。

(発言するものなし)

事務局
(鈴木課長)

それでは、3(1)役員選出に入らせていただきます。

委員会規則第4条の規定に基づき、委員長及び副委員長は委員の互選となっておりますので、委員長選出までは地域振興部長が進行させていただきます。

藤井地域振興
部長

はい。それでは私の方で新任役員選出のうち、委員長の選出までについて進めさせていただきますと思います。委員会規則によりまして、委員の互選により委員長を選出するということになっております。

選出方法につきまして、いかが取り計らいますでしょうか。それでは、自薦をいただき、なければ、他薦をいただくという形で進めたいと思っけていますがそれではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤井地域振興
部長

それでは、立候補される方はいらっしゃいますか。

(発言するものなし)

藤井地域振興
部長

立候補者はいらっしゃらないようですので、委員の皆様から推薦をお願いします。はい。細川委員。

細川委員

はい。佐藤委員を推薦いたします。

藤井地域振興部長 ただいま、佐藤委員の推薦がございました。ほかにはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤井地域振興部長 はい、それではないようですので委員長には佐藤良介委員にお願いしたいと思います。よろしければ皆様の拍手により、ご承認をお願いしたいと思います。

(拍手により承認)

藤井地域振興部長 それでは、委員長は佐藤委員決定いたしました。この後の進行は、委員会規則第4条第2項により、委員長にお願いいたします。

佐藤委員長 ただいま委員長に選任いただきました佐藤でございます。皆様のご協力をいただきながら、市民参画・協働推進委員会の目的が達成できるように進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、副委員長の選任をお願いしたいと思います。副委員長の選出につきまして、何かご意見ございますか。

(発言するものなし)

佐藤委員長 特にないようでございますので、委員長の私から推薦させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤委員長 それでは副委員長には、これまでも副委員長をお務めいただきました関上哲委員を副委員長にお願いしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤委員長 それではご異議ないようでございますので、副委員長には関上哲委員にお願いしたいと思います。今日は御欠席でございますけれども、ご了承いただけるということで、お話があったとのことですのでよろしくお願いしたいと思います。

3 審議
佐藤委員長 それでは審議に入りますが、本日は市民参画に係る事前評価についてということで1件ございます。

花巻市文化財保存活用地域計画(仮称)について、教育部文化財課からお願いいたします。出席者は、菅野圭教育部長、鈴木直明教育部文化財課長、伊藤真紀子文化財課長補佐、里館いづみ文化財課文化財係主任です。それでは、説明をお願いします。

鈴木課長(文化財課) 文化財課の鈴木でございます。座ったままで失礼させていただきます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

まず文化財保存活用地域計画はどのようなものかについて、私の方から事前にご説明させていただきたいと思います。文化財保存活用地域計画につきましては、文化

財保護法の中で位置づけられております。市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な、いわゆる法定計画であり、市町村の総合計画の下に体系づけられるものということになってございます。文化財保護行政の中で長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する事業を記載するアクションプランという両方を併せ持つ役割という内容になってございます。文化財保護法の中に、文化財保護審議会の意見を聞かなければならないというような規定がございまして、必須要件となっております。同審議会は、花巻市にも設置してあります。

また、文化財保護法の中に策定協議会の記述があり、組織することができるという規定があります。必須ではありませんが、法の中では策定協議会が規定されメンバー構成につきましても示されているということです。それから、計画の策定指針の中でも、文化財保存活用地域計画の協議会を組織して策定していくべきだと奨励されております。地域計画を策定する上で、今私が申し上げました文化財保護審議会の意見、あるいは策定協議会の意見は計画に反映することが前提となっており、これらが一つの市民参画と捉えております。

参考までに、全国でこの計画を既に策定している市町村は令和4年7月22日現在で788自治体です。岩手県におきましてはまだ策定している市町村はございません。

ただし、県内自治体でも、策定に向けた取組を開始しているという情報は入ってございます。それから、先日文化庁と意見交換させていただきました。文化庁からはせっかく策定するのであれば、花巻市ならではのものを策定していただきたいという内容、あるいは文化財課にとどまらず、他部署との連携の活用策といったようなことも計画の中に盛り込んでいただきたいというようなアドバイス等をいただいております。さらに、先ほど私が申し上げました、既に計画を策定している788自治体の計画もぜひ参考にしながら、策定作業を進めてほしいとアドバイスを受けました。この文化財保存活用計画は、このような形で策定されるものでございますので、前提としてお話させていただきました。

続きまして、具体的な説明に入らせていただきます。まず様式第1号をご覧くださいと思います。計画の名称は花巻市文化財保存活用地域計画（仮称）でございます。目的は市内各地域の文化財及びその周辺の総合的な保存、活用を図るとともに文化財を通じた地域の活性化に資するため策定することです。

内容は、市における文化財、いわゆる国指定、県指定、市指定ということではなく、未指定も含めての文化財の保存と活用に関する基本的な方針を図るために、市が講ずる措置の内容、文化財を把握するための調査に関する事項でございます。

続きまして様式第2号市民参画計画書をご覧くださいと思います。市民参画の手法としては、一つ目に花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会を組織し、その中で委員の方からいただいた意見を計画に反映させていきたいという内容でございます。計画期間につきましては令和6年度から15年度の10年間の計画ということです。

関係法令といたしましては、文化財保護法により市町村は文化財の保存活用に関する総合的な計画を作成し、国の認定を申請することができるものとして文化財保護法で謳っています。時期および回数は令和5年2月、5月、7月の3回を予定してございます。メンバーは委員10人とし、文化財の有識者2名、経済学の有識者1名、広域観光担当1名、文化財の管理者1名、地区コミュニティ代表1名、行政担当として岩手県生涯学習文化財課長に入ってください、この協議会を組織してございます。結果の公表は3月、6月、8月の3回、開催した都度結果を公表していきます。

二つ目の方法として花巻市文化財審議会でご意見を頂戴したいということです。

繰り返しになりますが、文化財保護法の中で審議会からの意見聴取は必須と規定されてございます。開催は来年3月、8月の2回を予定しています。花巻市文化財保護審議会委員は10名です。審議会の構成は、それぞれ専門的分野の方々に担っていただいております。建建造物分野で1名、考古・民俗担当1名、民俗担当1名、歴史1名、近代史、自然、歴史地質といったそれぞれ専門的な先生方に文化財保護審議会の中でご意見を頂戴する予定でおります。

三つ目の方法としてパブリックコメントの実施ということです。時期は来年の6月1日から7月1日の1ヶ月間です。素案ができた段階で、市民の皆様方からのご意見も頂戴して計画に反映させていきたいと思っております。以上、手法といたしましては文化財保存活用地域計画策定協議会からのご意見、それから花巻市文化財保護審議会からのご意見、そしてパブリックコメントで市民の方からご意見をお聞きしまして、計画に反映していきたいということでございます。説明については以上です。

佐藤委員長 ただいま鈴木課長より説明がございました。これから質疑に入りたいと思っておりますが、まず始めに花巻市文化財保存活用地域計画について、ご質問ございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。先ほどの説明ですと、文化財を保存活用し、地域の活性化にするとということでございます。

私からですが、現在花巻市における文化財は何件ぐらいあるか、ご説明いただければと思います。有形文化財、無形文化財等あると思います。

里舘主任 市内にございます文化財は、指定文化財については288件ございます。埋蔵文化財の遺跡は、現在1,004件確認されております。最後に未指定文化財ですが、こちらは現在1,415件となっております合計で2,707件です。

佐藤委員長 未指定文化財の指定はされてないけど、文化財として認定されるということですか。

伊藤課長補佐 はい。指定されていない文化財ですが、将来的に指定になるかもしれない、候補ということ。全部が文化財になるという考えではなくて、この中から貴重なものを詳しく調査して、要件を満たしているものは文化財の指定になり得るということでお考えください。

佐藤委員長 現在、花巻市に指定、未指定を含めて2,707件文化財があるということになり、これを地域の活性化に活用していくということでございますが、ご質問ございますか。

計画期間は令和6年度から15年度まで10年間ではありますがよろしいでしょうか。

(発言するものなし)

佐藤委員長 それでは、市民参画の方法について入りたいと思っております。三つの市民参画の方法で行うということになりますが、1番目といたしまして、花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会関係団体からの意見聴取ということでございます。これについて御質問、御意見ございますか。この協議会はもう既にある組織ということですか。

鈴木課長 はい。そのとおりです。

佐藤委員長 令和6年2月、5月、7月の3回開催するという事です。何か御質問ございますか。はい、太田委員。

太田委員 花巻市民協働ネットワークの太田です。よろしくお願い致します。協議会の結果について、毎回公表すると先ほどおっしゃっていたのですが、その公表に対して見た人からコメントをいただくということも、想定されていらっしゃるのでしょうか。

伊藤課長補佐 この公開で会議を行いますので、傍聴に来ていただくことはできます。会議の結果について、ホームページでお知らせする予定ですが、それに対してご意見が来た場合を正直想定してなかったのですが、市民の皆様からご要望、ご意見等あれば検討する材料として考えさせていただきたいと思います。

太田委員 ありがとうございます。策定協議会委員になる方や、この後に出てくる審議会もですが、一般の方が関われる機会がパブリックコメント以外にないかなと思ったので、なるべく多くの方が参画できるような形に、公表の仕方も含めて工夫していたらいいなと思いました。

伊藤課長補佐 はい。検討します。

佐藤委員長 他にございませんでしょうか？よろしいですか。

(発言するものなし)

伊藤委員長 2番目の花巻市文化財保護審議会、これについては、関係団体からの意見聴取ということでございますが、これについては何かご意見ございますか。

佐藤委員 この団体は、学識経験者ということでその道に詳しい方10名みたいですが、各分野の、例えば民俗担当とか歴史担当とか、そういう方々は既にお決まりだということですね。

伊藤課長補佐 そうです。こちらの文化財保護審議会に関しましては、文化財保護法という法律で、各自治体に設置することと決められております。やはり貴重な文化財ですから、ある程度の知識をお持ちの方の指導を受けながら、文化財の保護と保存を図ることが目的となっております。今回の地域文化財保存活用地域計画も一般の市民の皆様からのご意見はもちろん伺わなければならないのですが、やはり専門的な見地からのご意見というのも併せていただかなくてはいけないという観点から、文化財保護審議会の方にもお諮りして、ご意見を頂戴するというような形をとらせていただいております。

佐藤委員長 高橋委員お願いします。

高橋委員 お話を聞いて少し訳が分からないというのが正直なところです。今ここで言っている文化財は一体何を指しているのか、具体的なものがここに載っていないので、皆さんの考えている文化財は何なのかがわかりません。分かっている方もいるかもしれませんが。すみません。それで、できれば文化財のリスト、市としてどういう

ものを文化財として指定して、保存しているのかということ、それから今後、新たに文化財的なものを発掘していくものなのか、新たに文化財を見つけようとしているのかどうかということも良く分からないので教えていただきたいと思えます。

佐藤委員長 先ほど指定文化財、それから未指定文化財というお話がございました。もう少し具体的にご説明いただけますか。

伊藤課長補佐 そうですね。具体的にお話した方がイメージが掴みやすいのかなと思います。例えば、絵画とか仏像のような形のあるもの、これらを有形文化財と言います。建築物、お寺なんかも入ります。それから、無形の文化財というジャンル、神楽などの郷土芸能、お祭りのようなもの、こういった昔から伝えられている伝統的な行事、踊り、音楽など、そういったものが無形文化財になります。天然記念物も木や草などもこの中に含まれております。また、史跡、昔からある遺跡や古墳、花巻にはありませんが貝塚なども史跡になります。城の跡も史跡になります。さらに、埋蔵文化財、地面の下に縄文時代からの生活の痕跡、土器などが埋まっている場所、土地というのがあります。そちらを遺跡としており、これらも文化財として保護しているところです。遺跡に関しては花巻市内で約 1000 ヶ所ありますが、それ以外を合わせますと 288 件が存在するということになります。

今指定になっているのが 288 件ということになります。その他にまだ指定になっていないような、芸能、神社などたくさんあると思います。これらを今後、この地域文化財保存活用地域計画の中で調査を推進していきましようというような計画をつくる予定になっております。調査、掘り起こしをして、必要なものであれば指定をして、後世に伝えていくために、こういったアクションを起こしたらいいかというようなことをこのたび策定する文化財保存活用地域計画の中に盛り込んでいくというような流れとなります。

高橋委員 次回の市民参画・協働推進委員会で文化財のリストが出るのかどうか分かりませんが、その 288 件を全てリスト化するのは大変かと思いますが、花巻市一市民としてそういうの知らないでいる人も、私も含めたくさんいると思いますので、広報などでお知らせするか、こういう市民参画・協働推進委員会の場に出していただければありがたいなと思います。

伊藤課長補佐 これから策定します地域計画の中には未指定の分も併せてリストを掲載する予定であります。今回の資料では数が多いので割愛させていただきました。文化財については、リスト化をして計画書の中に載せる方向で作成中でございます。

佐藤委員長 指定文化財、それから埋蔵文化財、未指定文化財についてリストができましたら、委員の方々に配布していただければと思います。

伊藤課長補佐 指定になっている文化財一覧については現在もホームページで紹介させていただいており公表済みでございます。未指定のものについては、計画作成のために現在調査しておりまして、今リスト化しているところです。

佐藤委員長 先ほどの高橋委員からの質問で、指定文化財について市民の方も認識されていないのではないかということでしたので、まずそのリストを出していただきたいと思いますが、可能でしょうか。

- 伊藤課長補佐 はい。指定になっているものは、すぐお出しできます。
- 佐藤委員長 それでは、後日、各委員会へ配布するということをお願いします。
その他、ご意見はございますか。
- 盛山委員 はい。文化は昔から伝えられてきていることを考えると切りがないほどあると思います。例えば踊りやお餅の文化など、そういうものを掘り出していくのは凄いことだと思います。花巻市民としては、市内の文化についてもっと知りたいと思っています。地域にはまだまだ隠れたものがあります。大分前に文化財課でやっていたと記憶していますが、方言などの言葉、花や木などたくさんあると思うので、何年かけても構いませんので、是非、掘りお越しをお願いします。
- 伊藤課長補佐 この計画は 10 年間で調査を進めることにしていますが、委員がおっしゃるとおり、膨大な量を調査することになります。ただ、計画に沿って、少しずつでも各地域に眠っている文化財を掘り起こし、記録をしていくというところから始めてまいりたいと思います。地域の皆様のご協力をいただきながら進めさせていただきたいと思うので、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 佐藤委員長 他にはご質問、ご意見ございませんでしょうか。地域の文化の保存活用も兼ねてということですから大事なことだと思います。
文化財保護審議会の意見聴取は令和 5 年の 3 月 8 月の 2 回、時期は、地域計画策定協議会を開催後の 1 か月後ということです。よろしいでしょうか

(発言するものなし。)
- 佐藤委員長 はい。それでは、最後にパブリックコメントの実施ということです。
令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 1 日までの 31 日間で行うということです。
これについて御質問、御意見はございますか。
- 谷村委員 校長会の谷村です。パブリックコメントの段階になるのか疑問を持ちながらの質問ですが、文化財は地域にたくさん散らばっていると思います。それらを調査し、掘り起こしなども進めるというところについて、やはり地域の方々の思いが色々あるんだろうと思います。計画の策定段階では、それぞれの担当の方々が入り、地域のコミュニティの代表の方々も入って策定協議会で策定された素案を、パブリックコメントとで吟味していく形になると思います。周知については、各振興センターなどになると思いますが、どういった形で周知して皆さんから意見を吸い上げていくのが、地元の方々の思いを受けとめるにあたっては大事なところだと思うので、その辺はどんな形で進める予定でしょうか。
- 佐藤委員長 はい。パブリックコメントの周知の方法についてですね。文化財課よりお願ひいたします。
- 伊藤課長補佐 はい。各振興センターにはパブリックコメントの設置ということを予定しております。この計画につきましては、地区ごとの具体的な、細かい実行計画というよりは、花巻市の文化財のあり方の今後の保存活用、方針についてのお話を聞きたいと思つての計画になってございます。

個別の、地域の具体的な文化財の掘り起こし等については、個別に、地区ごとにご相談、あるいはワークショップとかしながら掘り起こしを進めていくのが、実務になると考えております。

パブリックコメントについては、各振興センターに設置、備え付けを予定しております。

谷村委員

活用とかっていうときにはやっぱり地元の方々がどれだけそのことについて理解して積極的に活用していこうかなということが大事なところかなと思うので、パブリックコメントでは、具体的などころではないということであれば、保存活用地域計画策定のところで、地域の方々の意見はこのように吸い上げ、具体的なことはこのようにやってきますよということが計画の中で説明されると、地域の方々も少し安心感を持ってこの計画を見ることができるとかなと思うので、そういった計画の提示をお願いできればと思います。

伊藤課長補佐

はい。計画の中に、各地域でどのような保存活用を図るかというような内容を盛り込みたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

佐藤委員長

他にはございませんでしょうか。よろしいですか。

(発言するものなし)

佐藤委員長

はい。それでは、最後に3番の全体スケジュールについて、先ほど説明がなかったと思いますので、よろしくお願いします。流れとしては、これを国に申請して認定していただくということですよ。

鈴森課長

大変失礼しました。それでは現段階でのスケジュールをご説明させていただきます。まず方法1、文化財保存活用地域計画策定協議会につきましては、2月に開催する予定であります。そこで出された意見を整理して先ほど申し上げましたように、5月に2回目を開催します。そして、またそこで出された意見を計画に整理させていただき7月に開催というタイトなスケジュールです。

それから方法2の花巻市文化財保護審議会につきましては、先ほど佐藤会長の方からお話がありましたけれども、この策定協議会の1ヶ月後の3月に1回目開催という予定を組んでございます。2回目は令和5年8月に2回目を開催し、そこで意見を頂戴するというので、この計画につきまして8月に素案の完成を目指しているということです。

この計画は、最後は文化庁長官の認定により決定となりますので、国の認定という計画ですので、一言一句、隅々に渡り文化庁との相当なやり取りが予想されます。当市として、8月を素案策定の一つの目標にしている関係上、こういったスケジュールを組ませていただいております。

方法3のパブリックコメントにつきましては、繰り返しになりますけれども、令和5年6月から1か月間ということで市民の皆様から意見を頂戴し、頂いた意見につきましても計画案の方に反映できる部分につきましては、反映していきながら最終的には、先ほどの文化財保護審議会にそれらも踏まえてお諮りし、最後は教育委員会会議に議案として上程して、そこで決定というようなスケジュールを予定してございます。以上でございます。

高橋委員

すいません。市にお願いですが、市民参画の結果公表は市ホームページと書いて

ありますけれども、ホームページとなると本当に興味があってアクセスしている人はよく見るとは思いますが、月2回広報は全戸に配布されますので、ぜひ広報にも文字媒体で載せていただければ、市民の皆さんが目にするのではないかと思います。お考えいただきたいと思います。

佐藤委員長 ただいまの公表について、広報にも掲載してほしいということですが、いかがですか。

伊藤課長補佐 地域計画に関しましては、パブリックコメントの告知はホームページだけでなく、広報でもさせていただきますし、その結果についても広報に掲載をさせていただきますと思います。

また、広報の1日号か15日号の最後のページで市内文化財紹介というようなページを設けております。一点一点の紹介なので、なかなか全体像の把握は難しいのですが、そういった形で少しずつ紹介させていただいているところであります。

佐藤委員長 それでは、結果の公表についても市の広報に掲載していただきたいということで、よろしくをお願いします。

それでは評価に入りたいと思いますが、職員チーム会議での総合評価としては、「適切である。」ということですが、当委員会の評価はいかがいたしましょうか。当委員会としても、総合評価は「適切である。」ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤委員長 それでは「適切である。」と評価いたしたいと思います。

それではこれもちまして市民参画に係る事前評価を終了いたします。どうもありがとうございました。

事務局 それでは、引き続き次第の4、その他に入ります。

(鈴木課長) 市民参画条例制定に対する考え方につきまして事務局よりご説明を申し上げます。

大竹課長補佐 はい。それでは、4その他市民参画条例についての部分を、私、大竹から説明をさせていただきます。

まず第1回目の審査、大変お疲れ様でございました。今、皆さんにやっていただきましたのが、市民参画の計画に係る事前評価というものになります。初めての委員の方々もいらっしゃいますので、若干、説明をさせていただきますけども、今、皆様方にご評価をいただいた内容に基づきまして、文化財課では、計画策定に向けて先ほど説明のありました審議会ですとか、それからパブリックコメントを行って計画を策定して参るということになります。

計画ができましたならば、今度はその計画ができたものについて、このような市民参画を行いましたというのを、もう一度皆様方に事後評価をしていただきます。

このように、事前と事後の評価、そしてそれを、先ほど委員長からもございましたけども、職員チームの会議でも行うという、2段階で評価しておる事例は、調べましたが花巻市ぐらいしかないのかなと思っておりまして、皆様方にこのように慎重にご審議をいただいておりますというのが、この市民参画の委員会でございます。

この市民参画の委員会につきましては、先ほど冒頭に藤村から規則の説明を申し上げました。既に規則で定められている皆様方が所掌する事項として、市政への参

画方法の研究や改善に関する事項、市民参画と協働の推進に関する事項、今やっていたいただいた市民参画の評価に関する事項、条例の見直しに関する事項という、この4つでございます。

そういうことで、この市民参画条例の説明にこれから入ります。まず本日、追加でお配りいたしました「市民参画条例の制定に対する考え方について」という資料でございます。条例制定に至るこれまでの経緯ということでございますけれども、その前に、私ども市役所の職員ですので、条例と何気なく申しますけれども、条例と申しますのは、地方自治体が制定する法律というものでございます。こういった条例でなければ、市民の皆様には制限をかけることなどは決めることは出来ません。自治体で決めるもので、一番上の権限のあるものが条例というものでございます。まちづくり基本条例という言葉が最初に出て参ります。まちづくり基本条例は花巻市が位置付ける最高規範条例の中でも最も基本になるもので、まちづくりの基本になるものが、平成20年4月1日に制定されております。

その中の第12条に、下に枠囲みをしておりますが、市政への参画ということで規定してございまして、第2項にアンダーラインをしておりますけれども、市民の参画については別に条例を定めるものとします。ということの規定しております。平成20年の段階で既に市民参画については別に条例を定めようということの中で規定しておるということでございます。

ただ、実態といたしましては皆様方にもご説明申し上げましたとおり、花巻市はこれまで、このまちづくり基本条例の第12条、第13条に市民参画の方法を規定した条文があり、これらの規定に基づいて、また、市民参画ガイドラインに基づきまして、市民参画を行って参りました。ガイドラインという、その名のとおりおおよそその目安を示す、あるいはルールを示す内部の取り決めに基づいてやって参りましたが、令和3年2月に市民の方から、まちづくり基本条例第12条に「別に条例を定める。」という条文が既にあるので、これに基づいて条例の制定をしてくださいというお願い、陳情が議会へ出されております。これが採択になりまして、議会からもそのような結論をいただいたということでございますので、私どもはそれを考慮いたしまして、条例の制定に向けて検討を進めておるというものでございます。それに当たりまして、市民参画を所掌する市民参画・協働推進委員会の皆様のご意見を伺って参りたいということですので。

制定に当たっての考え方でありまして、これまでの市民参画の評価と市民参画条例の方向性ということで(1)としてございます。先ほど申し上げましたとおり平成20年に、まちづくり基本条例の制定、平成22年にはガイドラインを制定して、今までそのルールに基づき、市民参画を60件以上やってきたところでございます。

事務局が行った調査ですが、県内で市民参画条例を制定しております、奥州市、宮古市、それから県外他市の事例を調査いたしました。また、市民参画・協働推進委員会の前任期の委員の皆様には、今までやってきた市民参加についてのご評価についてアンケート調査をお願いしたところでございます。

それを踏まえまして、まちづくり基本条例、市民参画ガイドラインに定めた内容は、他市と比較をしても不足はなく、ほぼ同様の内容が規定されているということを確認してございます。むしろ先ほど申し上げましたように、2段階評価を行っているという点では他市でもあまりないので、その点は花巻市の特徴になると考えてございます。この点を踏まえまして、新たに制定する市民参画条例は、まちづくり基本条例に規定されている市民参画に関する条項については変更しないで今のままで、そして市民参画ガイドラインに今定めている内容をもとにして条例を検討していきたいということでございます。(2)ですが、市民参画条例とまちづくり基本条

例の関係性ということでございます。まちづくり基本条例は基本的なことを定めてございます。市民参画条例については、市民参画ガイドラインに定めている内容をもとにして定めていきたいというものでございます。どうということかと申しますと、基本的な方針は、まちづくり基本条例に書かれておりますので、今、ガイドラインに示しております、市民参画に関するルールといったことについて、その考え方を市民参画条例で定めていきたい、いわゆる手続き等を規定して参りたいということです。ちなみに本日、資料としてお配りしております、宮古市、奥州市の条例をご覧になっていただきますと、「手続きを定める」と、このように規定しております。「市民参画等の手続き等、詳しいことを定める。」というように書きぶりはちょっと違いますけれども、どちらもそのような作りになっており、私どももそのように考えております。宮古市を例に申し上げますと「自治基本条例に基づいて参画に関する手続き、その他必要な事項について定めるものとする」ということでございますので、細かい条文の作りは違って参りますが、花巻市においてもこの手続きというものの部分について、今までガイドラインだったものを条例として明確にしていくということです。では、条例とガイドラインは何が違うんだというお話になるかと思えますけれども、条例は議会の議決が必要になります。

今までのガイドラインは、市役所の中で定めたルールでございますので、条例とすることにより二元代表制の一方である議会の議決を経て制定されるというもので重みが違うものであり、そういう形で定めてまいるということになります。

市民参画条例施行規則、ここも馴染みのない言葉でございますけれども、規則と申しますのは、地方自治体の事務に関するルールということでございます。これは事務処理に関するルールなので、市役所内部で定めることになっております。皆様方には、告示という形でお知らせいたします。2（3）でございますが、市民参画条例の制定に当たり市民参画を実施することについてですが、市民参画条例については「市民に何らかの規制をかけるものではないため、市政への市民参画ガイドラインにおいて、市民参画の手続きをとる必要がある条例と規定されておられません。」と書いております。

市民参画という言葉があるのに、市民参画をしなくていいのかと思われるかも知れませんが、市政への市民参加ガイドラインの3ページ目、市民参画の対象の部分に、まちづくり基本条例12条に定める重要な計画等に参画が必要なものは次のいずれかに適合するものということが記載してございます。まず市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定または変更ということで、先ほどご審議をいただいた文化財の保護活用計画はその文化財の基本的なことを定める計画でございますので、今皆様方からご評価をいただいたということになります。

それ以降でございますが、例示もしてございますが、市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正または廃止、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入の変更又は廃止、先ほど出てきた市民の義務を課し、または市民の権利を制限することを内容とする条例の制定改正または廃止、それから公共の用に供する重要な施設の計画の策定または変更、特定の地域を対象としたもの、最後に特に必要と認められるものということで、アからキまでございます。

3ページに戻っていただきまして、市民参画条例が市政に関する基本方針を定める条例の制定に当たらないのかということでございますけれども、先ほど申し上げましたが、市民参画につきましてはまちづくり基本条例の12条及び13条で基本的な考え方が示されております。基本方針としてはそこに書いてあり、その具体的な運用のルールということですが、これについて市民の皆さんに制限を課すようなものではないということですが、資料の2（3）では、ガイドラインで規定する市民参画が必要なものと位置づけてはおりませんけれども、多くの皆様方、

市民参画を実施するものということで認識をされておると思います。私どももこの市民参画条例と名の付くものについて、やらないとは考えておりませんで、市政へのガイドラインの「キ、上記に掲げるものの他、特に必要と定められるもの」ということに位置づけまして市民参画を行ってまいりたいと考えてございます。本日もお配りした資料の2ページ目、市民参画条例制定までの流れということでもあります。内部の職員チーム会議でも、今お話をした条例制定の考え方について説明を行ってございます。また本日、11月15日に市民参画委員会の皆様に経過の説明と、それから参画方法の意見聴取ということをお話をさせていただいております。

市民参画に係る内部評価という黒丸の三つ目以降が、市民参画の手続きとして行なってまいりたいと考えている部分で、本日は諮問という形で皆様方にお諮りをする事ができません。大変申し訳ありませんけれども、内部評価、それから外部評価につきましては、年が明けまして次回の委員会に出させていただきますと考えてございます。

市民参画の方法はまだ決まっておりませんが、現時点での計画予定ということでお考えをいただきたいと思っております。本日いただくご意見によりましては、手続きの中身が変わってくるということも当然でございますので、そこをお含みの上でご覧になっていただければと思っております。ただし、条例でございますので、先ほど申し上げましたように、最終的な制定は議会の議決によって行われるということでございます。万が一、市民参画・協働委員会の皆様にご意見や評価をいただいた条例や条文が、議会で修正されるということもないわけではございませんので、この点はお含みをいただきたいと思っております。

条例と規則との関係につきましてはよろしいですか。初めて条例や規則等のお話を聞く方もいらっしゃるかと思いますが、要約して申しますと、平成20年に市民参画のルールを定めたまちづくり基本条例に、既に市民参画条例を定めるというお約束があるので、それに基づいて制定をしていく条例となります。今後は、ガイドラインではなく市民参画条例に基づいて、市民参画の運営を行っていくということです。本日、条文案を出せば、さらにイメージし易かったと思っております。参考ではございますが、宮古市と奥州市の例をお配りしております。内容が同じになるものではありませんが、それほど遠いものにはならないということでイメージをしていただければと思っております。

ここからが本日のお願いでございますが、市民参画委員会の皆様の所掌として、先ほど申し上げたようなことがございますので、皆様方からご意見をいただいてまいりたいというように考えてございます。そこでですが、市民参画条例を制定するにあたって、どのような市民参画を行っていけば良いかという点につきまして、本日もご意見をいただければと思っております。

また、分からないことがたくさんあるかと思いますが、その点をご遠慮なくご質問をいただければというように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局
(鈴木課長)

ただいま大竹課長補佐の方から市民参画条例制定に対する考え方ということで説明がありました。ただいまの説明につきまして、皆さんの方から何かご質問があればまずお受けしたいと思います。

太田委員

はい太田です。よろしく申し上げます。今回のこの条例案は最終的にいつ頃の議会に出す予定で想定されているのですか。

大竹課長補佐 ご質問ありがとうございます。本日どのようなご意見をいただくかにもよりますが、中身につきましては、ガイドラインを基本にして考えて参りたいということで、なるべく早く作りたいと考えてございます。

実は議員から、この点に関して一般質問をいただいた経緯もございまして、可能な限り早いご提案をさせていただきたいと申し上げております。一方では市民の皆様からご意見をいただけてまいりたいとも考えてございますので、この辺のバランスをとりながら考えたい次第です。また、本日皆様方にはご説明をさせていただきましたが、なるべく次の2月に予定している委員会には市民参画の計画は出して、この場でご審議いただくということになります。現在、スケジュールも含めまして検討している最中でございますので、大変申し訳ございませんが、この場での回答はこの程度にさせていただければと思います。

太田委員 わかりました。未定ではあるけども、早いうちにということですね。
はい、わかりました。

佐藤委員長 次回の委員会で、市民参画の方法について、外部評価という形で諮問を受けるということですね。

事務局 可能であればその方向でいきたいということです。
(大竹補佐)

佐藤委員長 市民参画のあり方について、他に御意見ございましたらお願いしたいと思います。
細川委員いかがですか。

細川委員 はい。少しすっきりしないのが、いわゆる市政に関する基本方針を定める条例の制定改正または廃止にまちづくり基本条例があり、それと並列、もしくはそれから発生する市民参画の基本方針を定めるという趣旨の市民参画条例ということを見ると、市民参画を行わなくても良い条例とまで言い切れるのかなという思いが頭の中にあります。市民参画条例は、確かにガイドラインを基本に、ガイドラインが条例に格上げになるというイメージに近いものだろう、そして、市民に制限をかけるものではないものだろうけれど、やはり細かい部分では、参画の機会なり、参画の対象なりを議会にとおす条例として明確にしていくという趣旨から考えると、論点として大事なポイントが何点か出てくるだろうなという思いもあり、そこだけ気になりましたので、柔らかなご意見として申し上げたいと思います。

佐藤委員長 確認ですが3番の市民参画条例制定までの流れにある、市民参画の実施とありますが、細川委員がおっしゃっていた市民参画を行うということですね。

事務局 ご意見ありがとうございます。先ほど私の説明の中で、市民参画を行う際に、市民参画ガイドラインの市民参画の対象、キ、その他特に必要と認めるものとして位置づけるとお話を申し上げましたが、細川委員からのご意見は、そうではなくて、市民参画の対象のイ市政に関する基本方針を定める条例の制定改正または廃止に当てはまってくるのではないかという趣旨と受けとめました。こういったご意見をいただきまして、私どもこれから市民参画の計画を作って参りたいと考えてございますので、今の点も参考にさせていただき計画書を作成し、次回の委員会でお示しできればと考えています。今の点は持ち帰って検討をさせていただきたいと考えてございます。

先ほどの説明が、分かりにくかったかもしれませんが、市民参画方法をガイドラインのどれに適合させるかについては検討が必要だと思いますが、市民の声はしっかり伺ってまいりたいと考えてございましたので、よろしく願いいたします。

佐藤委員長

他にはご意見ございませんでしょうか。はい、太田委員お願いします。

太田委員

はい。今回、市民参画条例を作るということですが、今までも結構、パブリックコメントがなかなか機能していないということは、この委員会でも以前からも出ていたと思います。初めての方もいらっしゃるのですが、そういったパブリックコメント一つにしても、ちょっと難しさがあると思うので、今書いてある内容をまずはベースにして、市民がパブリックコメントに実際に関わるとしたらどういうやり方がいいのかなど、例えばこれから意見交換みたいなことをやるのか、それともワークショップみたいな話し合いを行うなど、方法にもよるんでしょうが、関わる皆さんがより意見を投げやすくするとか、あとは市の方でも受け取りやすくする仕組みを、条例案を作成する中で、刷り合わせていけるような手段を考えていただきたいと思っています。

事務局

(大竹補佐)

はい。ご意見ありがとうございます。その点も参考にさせていただきたいと考えてございます。パブリックコメントに当てはまるか分かりませんが、こちらといたしましてはなるべく市民の声を吸い上げたいということで、従来実施しておりましたアンケートは、アンケートを行う際に今までは郵送によることが基本でございましたが、文書にQRコードをつけてインターネットでも実施したいという声も段々出て参りましたので、そうした手段も段々始めております。そうした新しい手法も出てきておりますので、この件に関してということではありませんが、市の策定する計画等につきましては、太田委員からいただいたご意見等も踏まえて考えて参りたいと思います。

それで、委員の皆さんにお伺いしたいのは、市民参画条例に関する市民参画の方法は、どのようなものが考えられますかということです。今日、初めていらっしゃった委員の方々にはなかなか難しいこともあるのかなと思ひまして、先ほどの説明に補足をさせていただければと思います。まちづくり基本条例を制定する際には、土台が何もありませんでしたので、市民の方々にゼロから集まっていたいただいて、会議を20回開いて案を作ったという経過がございます。本当の意味での市民参画を市民参画ガイドラインができる前からしておりました。新たに制定する市民参画条例については、そうやって出来上がったまちづくり基本条例に基づいて制定するものであり、また10年以上、このガイドラインに基づいて市民参画を行ってきた実績があります。前の任期の委員の皆様からの評価では、なかなかよく運用されているという、お言葉もいただいております。

また、先ほどから何度も申し上げておりますが、2段階評価を行っているという点も含めまして、ルールとしては他市の事例と比べてもそれほど不足はないのかなと考えてございますので、事務局としては、策定委員会までは行わないということでもいいのかなと考えております。むしろ今まで、市民参画の事前と事後の評価をずっと行っていただいている、市民参画・協働推進委員会の皆様から、このように意見を伺う場を都度設けたいと考えております。市民参画の一つ目として、団体等の代表の方々、そして公募委員の方々もいらっしゃる、この市民参画・協働推進委員会、いわゆる審議会からの意見聴取を考えております。

市民参画の二つ目として、先ほど、太田委員からもご意見をいただきましたけれ

ども、パブリックコメントを考えております。全市民の皆様から、ご意見をいただける方法として、一番いいのかなと考えています。アンケートも検討しましたが、どうしても対象を抽出して調査ということになってしまいます。対象を全市民として伺うということにするのであれば、先ほどからお話いただいております広報の仕方など、私どもでも工夫をして参りたいと考えております。

以上、現時点での事務局の案としては、この二つの方法で市民参画を実施して参りたいと考えております。この案について、こういった視点も必要じゃないかというご意見等がございましたならば、いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

佐藤委員長

ただいまの市民参画条例制定に向けての市民参画の方法については、一つ目は、策定委員会は設けなくて、審議会等からの意見聴取ということで、各団体の代表、また公募委員もいらっしゃる、この市民参画・協働推進委員会において諮問するという事。それから、二つ目としては市民の方々から幅広くご意見を伺う方法としてパブリックコメントを実施するという事で進めていきたいという事ですが、この点についてはいかがですか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤委員長

はい。それでは、藤井部長からお願いします。

事務局

(藤井部長)

ただいま、4その他ということで、皆様方からご意見いただきましてありがとうございます。先ほど、細川委員、太田委員からお話があったとおり、きちんと示していくべきだということと、それから太田委員からはパブリックコメント等であった意見に対する反映の仕方とか、それをどう受け取っていくかという、フィードバックということもありました。また、これまでも委員会の皆様方から出されました事前評価や事後評価でもっとこうすれば良かったのではないかというご意見等もありましたので、市民参画の担当課としてさらにより良い運用をしていくためのご意見として、真摯に受け止め検討して参りたいと思います。

また、委員会の皆様方には、市民参画条例案について、事務局案の内容についてもご意見を賜りたいと思っておりますので、やはりその点につきましても、今後とも継続してお願いしたいと思っております。

これまでの委員会においても、特に事後評価等の際に、市民の目線に立ったようなご意見、例えば、この地域では振興センターでしかパブリックコメントを見ることができないとか、ホームページを見ることが出来ない方への配慮の仕方などを考えていただいたという経緯があります。そういう点については、私達職員にとって理解すべき点であり、重要なことだと思いますので、皆様方のご意見を賜りながら進めてまいりたいと思います。新しい委員の方もいらっしゃいますが、そのような形でお願いしたいと思ひます。

条例やガイドラインなど、まだ十分把握できないところもあると思ひますが、その都度、お問合せいただければと思ひますし、貴重なご意見を賜りたいということをお願いして、本日、市民参画条例について、ご意見を賜ったことに対してのお礼とさせていただきます。

佐藤委員長

はい。それでは市民参画条例制定に対する考え方については、これで終了したいと思ひます。次回に諮問されるということでございますので、もし考えがあれば事務局の方にお話いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局
(鈴木課長)

佐藤委員長、委員の皆様におかれましては、長時間に渡り、慎重にご審議賜りありがとうございました。皆様の方からは何かございませんでしょうか。それでは、これもちまして第1回花巻市市民参画・協働推進委員会を終了とさせていただきます。

皆様大変お疲れさまでございました。本日はありがとうございました。

(閉会 午後3時20分)